

「軽減税率制度」は「全ての事業者」に関係があります

■ 消費税軽減税率制度説明会 ■

～ 制度の再確認、決算・確定申告への準備、4年後に実施される“新たなルール”の解説など!～

令和元年10月1日から消費税率引上げ（8%→10%）と同時に、「軽減税率制度」が新たに実施され数ヶ月が経ちました。軽減税率制度は飲食料品等の軽減税率対象品目を販売する事業者だけでなく、例えば、会議費や交際費、福利厚生費などで飲食料品を購入する事業者も適用税率ごとの区分経理が必要となります。さらに、消費税の免税事業者も、課税事業者に対して軽減税率の適用となる商品を販売する場合は、区分記載請求書等の交付を求められる場合がありますので、対応できる体制作りが必要となります。

本説明会では、改めて「軽減税率制度」の概要と、帳簿や請求書等に新たに追加される記載事項を確認すると共に、消費税申告書作成の流れや令和5年10月1日から開始予定の適格請求書等保存方式（インボイス制度）など、新たなルールについて説明します。是非この機会にご参加ください。

<日 時> 令和2年 1月 21日（火） 13:30～15:00

<場 所> 京都商工会議所 7-A会議室（京都経済センター 7階）

（市営地下鉄「四条駅」、阪急京都線「烏丸駅」26番出口直結）

* 駐輪場・駐車場(有料)には限りがありますので、公共交通機関でお越し下さい。

<講 師> 大阪国税局 課税第二部 消費税課 軽減税率制度係

<内 容> ■ 消費税軽減税率制度の概要（対象品目、適用税率の考え方、区分記載請求書等）

■ 区分経理から消費税申告書作成（記帳、決算処理、申告書作成）

■ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要 ※令和5年10月1日実施予定

<参加費> 無 料 <定 員> 先着80名

* 参加証の発行及び受付完了のご連絡は致しませんので、直接会場へお越し下さい。

* 定員超過後にお申込み頂いた方には、お断りのご連絡を差し上げます。

<申込方法> 下記申込フォームにご記入のうえ、FAXまたはHPからお申込み下さい。



<問合せ先> 京都商工会議所 中小企業支援部 ビジネスサポートデスク(担当：野川) TEL：075-341-9790

FAX：075-341-9797 京都商工会議所 中小企業支援部 ビジネスサポートデスク行

■ 消費税軽減税率制度説明会 ■ 参加申込書

*社名・屋号：

*役職名： *氏名：

*役職名： *氏名：

*所在地：（〒 - ）

*E-mail： *TEL： - -

※ご記入いただいた個人情報は、本事業の管理・運営のため、主催者の各種連絡や情報提供に利用させて頂くほか、講師に参加者名簿を提供する場合がございます。また、本事業は京都市の補助金を受けて実施しているため、京都市に参加者名簿（事業所名・役職・氏名）を提供する場合がございます。